

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リベリア	モンロビア首都圏ソマリランド州イブレイク郡の贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との交換公文	モンロビア首都圏ソマリランド州イブレイク郡の贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との交換公文	89,000千円 H27.5.31まで	H25.3.12 モンロビア で (同日)	日本側 二階尚人在リベリア大使 リベリア側 オーガステイン・ベヘ・ガフアン外務大臣	H25.4.3 105号
リベリア	モンロビア首都圏ソマリランド州イブレイク郡の贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との交換公文	モンロビア首都圏ソマリランド州イブレイク郡の贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との交換公文	4,939,000千円 H31.12.31まで	H25.6.10 モンロビア で (同日)	日本側 二階尚人在リベリア大使 リベリア側 オーガステイン・ベヘ・ガフアン外務大臣	H25.6.26 221号
リベリア	食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	510,000千円 H26.3.31まで	H25.11.19 モンロビア で (同日)	日本側 二階尚人在リベリア大使 リベリア側 エリアス・シヨニオン外務副大臣・国際協	H25.12.6 365号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。